

まんのう町共同募金委員会助成基準総括表

事業名	地域福祉推進事業	小地域福祉活動事業	地域福祉活動支援事業
目的	地域福祉活動計画等に基づき、市町社会福祉協議会が行う地域福祉の活動事業の助成を行う。	地域福祉活動計画等に基づき、地区社会福祉協議会や地域コミュニティ組織等が行う小地域での福祉推進のための活動の助成を行う。	地域福祉を目的として、市町の区域で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体などの活動事業の助成を行う。
助成対象団体要件	市町社会福祉協議会	①地区社会福祉協議会や地域コミュニティ組織等の法人又はこれに準ずる組織として運営がなされていること。 ②設立後1年以上継続した活動実績を有すること。 ③自己財源が乏しく、助成を必要とするもの。 ④助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができる。	①市町の区域で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体などの法人又はこれに準ずる組織として運営がなされていること。 ②地域福祉を目的とする事業の運営がなされていること。 ③設立後1年以上継続した活動実績を有すること。 ④自己財源が乏しく、助成を必要とするもの。 ⑤助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができる。
助成対象の欠格要件		①委員会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適切に応じないもの ②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの ③経理状況が極めて不良と認められるもの ④過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの	①委員会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適切に応じないもの ②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの ③経理状況が極めて不良と認められるもの ④過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの
助成対象事業	地域福祉活動計画等に基づき、実施される地域福祉活動事業	地域福祉活動計画等に基づき、小地域での福祉推進のための活動事業 ①地域における地域福祉の推進に寄与する事業 ②地域課題解決に向けた事業	地域福祉の推進に寄与する事業
助成対象としない事業及び経費	①交流会等の飲食経費 ②団体の運営費（人件費を含む） ③第三者に助成又は委託する事業。 ただし、小規模事業（事業費5万円以内）に対して、審査委員会の議を経て会長が認めた場合はこの限りでない。この場合、助成金の財源が共同募金であることの周知を行うこと。	①交流会等の飲食経費 ②団体の運営費（人件費を含む） ③第三者に助成又は委託する事業 ④同一の職業をもつ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業 ⑤営利又は営利を目的とみなされる事業	①交流会等の飲食経費 ②団体の運営費（人件費を含む） ③第三者に助成又は委託する事業 ④同一の職業をもつ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業 ⑤営利又は営利を目的とみなされる事業
助成率	対象事業費の4分の3以内（特認あり）	対象事業費の4分の3以内（特認あり）	対象事業費の4分の3以内（特認あり）
助成限度額	1事業につき 20万円～130万円 (特認あり)	1事業につき 2万円～20万円 (特認事項あり)	1事業につき 1万円～5万円 (特認事項あり)
助成の制限	継続助成期間は原則5年（特認あり）	継続助成期間は、原則3年（特認あり）	継続助成期間は、原則3年（特認あり）
想定される事業	• 在宅独居（寝たきり）老人援助活動（見守り・食事・入浴・洗濯サービス等） • 在宅障害者援護活動 • 福祉マップ・要援護者リスト作成 • 子育て支援事業 • 民間保育所支援事業	• 子どもの遊び場遊具整備 • 子どもの見守り • 子育て支援 • 高齢者・障害者支援（見守り・食事等各種サービスの提供） • サロン運営 • 地域環境美化	• ひきこもり支援 • 子育て支援 • 施設入所者訪問 • 食生活改善